

国土交通省独立行政法人評価委員会の議事の公開に関し必要な事項について

国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則（以下「運営規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、国土交通省独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の議事の公開の手続きその他委員会の会議の公開に関し必要な事項については、以下によることとする。

（会議の傍聴）

- 第1 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、国土交通省政策統括官付政策評価官の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けた者（次項において「登録傍聴人」という。）は、委員長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
- 3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議を非公開とする案件）

- 第2 運営規則第5条第1項の規定により、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして委員会において会議を非公開とすることが適当であると認める案件は、独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件とする。

（議事録）

- 第3 委員長は、委員会の会議の議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前項の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、発言者名を記載しないこと等の措置を講じた上で公表するものとする。

（議事要旨）

- 第4 事務局は、委員会の会議終了後、当該会議に係る議事の要

旨を作成し、速やかに公表するものとする。

(会議資料の扱い)

第 5 委員会 で配布された資料は、原則として公表することとする。ただし、資料を公開することによって委員会の審議の円滑な遂行若しくは当該独立行政法人の円滑な運営等に支障が生じるおそれがあるものについては、委員長が委員会に諮って、非公開その他の必要な措置を取ることができる。

(分科会への準用)

第 6 前項までの定めは、分科会においても準用する。

(その他)

第 7 委員会としての主務大臣に対する意見具申その他の委員会の活動状況については、速やかに公表する。